

平成 2 1 年第 1 回  
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第 1 号)

平成 2 1 年 2 月 1 2 日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成21年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月12日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	2
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
諸般の報告	6
会期の決定	6
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 運営基金条例の制定について	9
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部の改正について	10
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部の改正について	12
三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部改正について	14
平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)	15
平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	18
平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	23
平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	26
三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の 数の減少に関する協議について	33
三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	34

副広域連合長の選任同意について.....	3 6
議長の辞職について.....	3 8
議長の選挙.....	3 9
副議長の辞職について.....	4 2
副議長の選挙.....	4 3
監査委員の選任同意について.....	4 5

平成21年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成21年 2月12日 木曜日

---

1 招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館 ホール

---

1 開会及び閉会の日時

開会 平成21年 2月12日 午後1時30分

閉会 平成21年 2月12日 午後3時48分

---

1 出席議員（28人）

1番	福田圭司	3番	黒田憲吾
4番	日置記平	5番	亀井秀樹
7番	中川昇	8番	長野操
10番	堀良二	11番	松原俊夫
12番	竹口眞睦	13番	永岡禎久
15番	小坂勝宏	16番	竹内久
17番	河上敢二	19番	大口秀和
22番	平野勲	23番	佐藤均
24番	石原正敬	25番	田代兼二郎
26番	松岡正克	27番	長谷川順一
28番	中井幸充	29番	中西康雄
31番	中村順一	32番	谷口宏嗣
33番	稲葉輝喜	34番	奥山始郎
35番	古川弘典	36番	西田健

---

1 欠席議員（8人）

2番	川瀬利夫	6番	大川好亮
9番	山下卓司	14番	奥田尚佳
18番	日沖靖	20番	内保博仁
21番	森岡昭二	30番	辻村修一

---

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	猪飼康弘	書記	大井久士
書記	葛山忠由		

---

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	松田直久	副広域連合長	森下隆生
副広域連合長	山田信博	副広域連合長	尾上武義
事務局長	安田謙	会計管理者	大西一治
監査委員	前田美和	事業課主幹	磯田博己
事業課主幹	森一代	事業課主幹	山下正史

---

1 議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業運営基金条例の制定について
- 第6 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について
- 第7 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の

一部の改正について

- 第 9 議案第 5 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)
  - 第 10 議案第 6 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
  - 第 11 議案第 7 号 平成 21 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 第 12 議案第 8 号 平成 21 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 13 議案第 9 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
  - 第 14 議案第 10 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
  - 第 15 議案第 11 号 副広域連合長の選任同意について
- 

## 1 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業運営基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について
- 日程第 7 議案第 3 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 20 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 21 年度三重県後期高齢者医療広域連合一

般会計予算

- 日程第12 議案第8号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第14 議案第10号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第11号 副広域連合長の選任同意について
- 追加日程第16 議長の辞職について
- 追加日程第17 議長の選挙
- 追加日程第18 副議長の辞職について
- 追加日程第19 副議長の選挙
- 追加日程第20 議案第12号 監査委員の選任同意について

---

1 議事の経過

---

午後1時30分 開会

○議会書記長（猪飼康弘君）

最初に皆様方をお願いさせていただきたいと思います。携帯電話等の電源につきましては申し訳ないですけれども切っていただくかマナーモードにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日最初に話をさせていただいております議会書記長の猪飼でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、この際ご紹介申し上げたいと思います。

11月に開催させていただきました平成20年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様をご紹介させていただきたいと思います。

松阪市の中川 昇議員でございます。（拍手）

本日欠席のご連絡を頂いておりますが、

伊勢市の大川 好亮議員でございます。

伊賀市の内保 博仁議員でございます。

2名の方は本日は欠席のご連絡を頂いておりますが、新しく議員として就任さ

れておりますのでご紹介させていただきました。

それでは、平成21年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について谷口副議長よりよろしく願っていたと思います。

○副議長（谷口宏嗣君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員数は26名であります。

よって定足数に達しておりますので、ただいまから、平成21年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

なお、議案説明のため広域連合長以下関係者の出席を求めていますことをご報告申し上げます。

議会に先立ち、広域連合長から議会招集のごあいさつがあります。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○副議長（谷口宏嗣君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多用の中、本広域連合議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様方には、平素から広域連合の運営につきまして、格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日の定例会におきましてご審議をいただきます案件は、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、補正予算が2件、当初予算が2件、その他協議が2件でございます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

その他、副広域連合長の選任につきましても、本議会の同意を得るため、議案といたしまして提出をさせていただきました。

三重県後期高齢者医療広域連合の一体的な推進のため重要な人事案件でございます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本広域連合といたしまして、今後も住民の皆さんの理解を得られるよう、今まで以上の周知徹底を図り、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方のご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会にあたりましてのあいさつといたします。

（拍手）

---

午後 1 時 3 6 分 開議

○副議長（谷口宏嗣君）

ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。議事日程[第 1 号]により議事を進めます。

日程第 1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長が指定いたします。

議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

---

○副議長（谷口宏嗣君）

次に日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 1 0 7 条の規定により、議席番号  
1 3 番永岡 禎議員及び、2 8 番中井 幸充議員を指名いたします。

---

○副議長（谷口宏嗣君）

日程第 3 「諸般の報告」を行います。

監査委員から報告のありました「平成 2 0 年度三重県後期高齢者医療広域連合  
定例監査等結果報告書」及び「現金出納検査の結果」についてはお手元の配付の  
とおりであります。

---

○副議長（谷口宏嗣君）

日程第 4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思いを。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。  
松田連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○副議長（谷口宏嗣君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

平成21年第1回三重県後期高齢者医療広域連合定例会の開会にあたりまして、私の所信の一端を申し述べ、みなさまのご理解とご協力をお願いをしたいと思います。

平成20年4月、新たな医療保険制度として長寿医療制度が施行され、まもなく1年を迎えようとしております。この間、三重県をはじめ、県内29の市町長及び議員の皆様と連携をいたしまして、長寿医療制度の円滑な運営に努めてまいりました。

この制度には多くの良い面がありますが、高齢者の方々の心情にそぐわない点があったことなど、高齢者の方々をはじめ住民の皆さんからは、いろいろなご意見、ご要望をいただいております。

これからも、よりよい制度への改善を図ってまいりますので、一層の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

わが国の医療保険制度は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の構築と質の高い保健医療水準の達成により、世界最長の平均寿命を達成し「人生85年時代」を迎えることができました。

しかしながら、昨今の経済状況は、世界経済の減速に伴い景気は後退し、市町は一段と厳しい財政状況となっております。

さらに、本格的な少子高齢化、労働環境の変化などにより、医療を取り巻く環境は大きく変化をし、医療保険制度の運営は極めて厳しい状況となっております。

本広域連合といたしましても、高齢者の置かれている状況に十分配慮をしながら、広域計画に基づき、きめ細かな対応を行ってまいります。

本広域連合は、市町との連絡調整を緊密に図りながら、被保険者である75歳以上の高齢者等が、世代の不利益なく継続して必要な医療や保健に関するサービ

スを受けることが出来るよう、所要の施策を実施していきます。

また、広域化のスケールメリットを活かし、財政の安定化と長寿医療に要する費用の適正化を図ることにより、長寿医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるように努めます。

平成21年度の被保険者の見込み数は、約22万2千人で、三重県の人口の約11.8パーセントを占めております。

市町からの情報に基づく被保険者台帳により、三重県における75歳年齢到達者など新規に長寿医療制度の被保険者となられる方は、毎月約400人増加しています。

毎年7月には、被保険者証の一斉更新を行い、被保険者の資格の適正な管理を行います。

三重県の保険料率は、所得割率6.79パーセント、被保険者均等割額3万6千758円で、低所得者軽減後・被用者保険被扶養者軽減後の一人当たり平均保険料は、5万122円となり、全国で33位であります。

被保険者の保険料については、2か年を財政期間としており、平成21年度には、平成22年度、23年度の2年間の保険料率の決定を行います。

保険料の収納率は、平成20年12月末現在98.0パーセントで、収納対策は制度運営の基本となる取り組みであり、今後は、市町・広域連合が一体となって取り組んでまいります。

また、これと併せて、短期被保険者証、資格証明書の交付基準についても定めていく予定です。これら短期証・資格証は、交付が目的ではなく、保険料の確実な納付のための手段として、納付相談、納付指導に鋭意努力するものであります。

被保険者の方が、病気やけがで医療機関等にかかれたとき、自己負担分を除き医療給付を行います。その費用として平成21年度は、約1千570億円を見込んでおります。

平成20年度上半期の医療費の状況は、770億円で、一人あたりの医療費は6ヶ月で36万5千円となり、全国で43位であります。

後期高齢者等の健康の保持増進を図るため、長寿医療健診を行います。

平成20年度の受診状況は、当初の受診目標の40パーセントを大きく下回っております。

平成21年度は、対象者の拡大、検査項目の追加、受診期間の見直しなどにより、受診率の拡大をめざします。

また、受診者の負担の軽減や利便性の向上のため、広域連合が委託する県内すべての健診機関での受診ができる実施体制を継続していく取り組みを進めています。

長寿医療制度の事務分担については、被保険者の資格管理や保険料の賦課、医

療給付等に関する事務が広域連合へ集約され、各種申請・届出の受付などの窓口事務や保険料の徴収などの事務が市町の事務となることから、広域連合と市町は、相互に補完しあう、車輪の両輪のような関係であり、緊密な連携を図っていきます。

以上、21年度の概要について説明申し上げました。

こうした課題を的確に対応すべく、全力を挙げて取り組んでいく考えであります。議員のみなさまをはじめ、各市町のみなさまのご支援、ご協力が不可欠でございます。

今後とも、精一杯努力をしてまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（谷口宏嗣君）

ありがとうございました。

議案整理のため、暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

---

午後1時45分 再開

〔日置記平議長 登壇〕

○議長（日置記平君）

議員の皆様にお詫び申し上げます。

大変遅くなったこと、ご無礼をお許しいただきたいと思っております。

副議長には代理を務めていただきましてありがとうございました。

それでは、さっそく始めさせていただきます。

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第5「議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業運営基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業運営基金条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第2項第1号に規定をする特定期間の2年間を通じ、財政の均衡を図ることを目的として、後期高齢者医療特別会計に基金を設置し、積立て、管理、運用益の処理、組替運用及び処分等について条例を制定し、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終結いたします。これより採決を行います。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第6「議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨

時特例基金条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）  
議長。

○議長（日置記平君）  
松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）  
議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正につきましては、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を財源として、適正に運用することを目的として条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものであります。なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。

○事務局長（安田謙君）  
議長。

○議長（日置記平君）  
安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）  
議案第2号 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

第2条、基金の額につきましては、広域連合が国から交付を受ける交付金として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を追加するものでございます。

第6条、処分につきましては、第1号中に被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減としまして平成21年度におきましても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続するための財源に充てる場合、第3号といたしまして後期高齢者医療制度に関する説明会の開催や広報の実施経費の財源に充てる場合、第4号といたしまして後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談体制整備を講じる経費の財源に充てる場合、第5号といたしまして平成21年度におけます被保険者均等割額の軽減と所得割額の軽減のための財源に充てる場合を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

げます。

○議長（日置記平君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終了いたします。  
これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第7「議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正につきましては、平成21年度以降の均等割額の軽減割合の拡大及び所得割額の軽減割合の設定並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減として平成21年度においても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続し、適切に実施するために条例の一部を改正し、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部の改正につきましての主な内容につきまして説明をさせていただきます。

第14条 所得の少ない者に係る保険料の減額につきましては、第1項第1号の2を加えまして、被保険者均等割額の軽減割合の拡大といたしまして、均等割額の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、各種所得の金額及び他の所得と区分して計算をされる所得の金額がない場合、具体的には年金収入80万円以下の場合に、被保険者均等割額を9割軽減しようとするものでございます。

第3項といたしまして、所得割額の軽減割合の設定といたしまして、所得割を負担する者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者、具体的には年金収入153万円から211万円までの方につきまして、所得割額を5割軽減しようとするものでございます。

附則第12条の設定といたしまして、平成21年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例としまして、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減として平成21年度におきましても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続しようとするものであり、その他所要の改正をしようとするものでございます。

なお、第14条の軽減措置につきましては、恒久的な措置として改正をするものでございますが、平成21年度の財政措置につきましては、政令の改正を伴い

ます保険基盤安定制度によるものではございませんで、国庫負担に対応した予算措置と本条例の一部の改正により、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

局長の説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第8「議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、広域連合に設置しております「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会」及び「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会」の統合を図るため、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例中に「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」を置くことを規定し、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則において改正し、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終了いたします。これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第9「議案第5号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第5号 平成20年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千102万4千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千560万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

議案第5号 一般会計補正予算（第2号）の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入から款の順序に従いまして説明いたします。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金の第1目 市町負担金は、1千443万6千円の減額でございます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、82万4千円の増額で、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国庫負担金の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金 第3目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、106万2千円の計上で、「意見を聞く場」の設置としての運営協議会の開催経費など医療費適正化対策に係る補助金でございます。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、82万4千円の増額で、度会町におけます保険料不均一賦課に係る県負担金の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

第4款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子6万6千円の増額でございます。

第6款 諸収入 第1目 預金利子は、63万6千円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 議会費 第1目 議会費は、20万円の減額で旅費の減額でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費につきましては、1千341万7千円の減額でございます。

この主なものとしたしまして、報償費につきましては、運営協議会委員の報償費が10万2千円の減額でございます。旅費は、費用弁償が21万5千円の減額でございます。委託料は、15万6千円の減額で、電算機保守点検委託料として財務会計保守管理業務委託料の減額でございます。使用料及び賃借料は、96万5千円の減額で、事務処理機器借上料としてコピー機の使用料等の減額93万5千円と、有料道路通行料の減額3万円を計上させていただいてでございます。備品購入費は、庁用器具費の減額22万6千円でございます。

10ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金は、1千181万9千円の減額で、広域連合への派遣職員20名の人員構成の変動等によります派遣職員人件費負担金の既決予算額との調整による減額でございます。

積立金は、6万6千円の増額で、財政調整基金利子6万6千円を基金に積立てるものでございます。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 老人福祉費につきましては、259万3千円の増額でございます。

これは、繰出金の増額でありまして、度会町における保険料不均一賦課に係る国庫負担金及び県負担金の増額164万8千円と、医療費適正化対策に係る後期高齢者医療制度事業費補助金94万5千円を特別会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終了いたします。これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第10「議案第6号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第6号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8億9千497万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1千438億7千279万5千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

議案第6号 平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入から款の順序に従いまして説明をさせていただきます。

第1款 市町支出金 第1目 事務費等負担金は、1億5千614万円の減額でございます。

これにつきましては、一般管理事務費負担金 7千659万5千円の減額、健康診査事業事務費負担金 7千954万5千円の減額でございます。

健康診査事業事務費負担金の減額につきましては、三重県市町村振興協会より助成金が見込まれますこと、また、国保連合会で構築しております健康管理システムの開発に伴う負担金の残が見込まれますことに伴います減額でございます。

第2目 保険料等負担金は、2千120万7千円の増額でございます。

これは、市町の保険料負担金が 4千532万4千円の減額、保険基盤安定制度負担金が 6千653万1千円の増額によるものでございます。

第2款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、5億3千335万2千円の減額でございます。

これにつきましては、平成20年10月30日までに広域連合や市町が実施しました後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費、きめ細やかな相談体制を講じる経費と、長寿・健康増進事業の実施経費に係る特別調整交付金 529万1千円の計上と、平成20年7月の臨時会におけます特別会計補正予算（第1号）

におきまして特別調整交付金として計上しました保険料追加軽減措置分としての均等割額の7割軽減を8割5分軽減に、所得割額の50パーセント軽減につきまして、国の補正予算対応に伴いまして、第3款 県補助金、第3項の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に科目を振り替えることによります減額 5億3千864万3千円との増減でございます。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、高齢者医療制度の円滑な運営を図るための交付金として9億7千790万6千円の計上でございます。

この内訳といたしまして、平成20年10月31日以降及び平成21年度に広域連合や市町が実施をします後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費、きめ細やかな相談体制を講じる経費といたしまして 7千984万6千円と、平成21年度におけます被保険者均等割額の軽減割合の拡大、約4万1千人分と、所得割額の軽減割合の設定、約1万9千人分に伴います経費 5億2千526万円、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減としまして平成21年度においても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続するため、約3万7千人分としての経費 3億7千280万円の計上でございます。

なお、この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てしようとするものでございます。

7ページをお願いします。

第3款 県支出金 第3項 県補助金 第2目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は 6億3千352万円の計上でございます。

この内訳としまして、第2款 国庫補助金よりの科目振替分を含めました保険料追加軽減措置分といたしまして 6億1千860万6千円と、国民健康保険中央会が開発する広域連合電算処理システム改修共同事業負担金の補助金としまして 1千491万4千円の計上でございます。

第4項 県委託金 第1目 三重県から委託のありました公費負担医療に係るデータ提供事務処理作業の委託金としまして、77万7千円の計上でございます。

8ページをお願いします。

第6款 繰入金 第1項 一般会計繰入金は、259万3千円の増額でございます。

これは、度会町におけます保険料不均一賦課にかかる国庫負担金及び県負担金の増額 164万8千円と、医療費適正化対策に係る後期高齢者医療制度事業費補助金 94万5千円で、一般会計からの繰入金でございます。

第2項 基金繰入金 第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金といたしまして、1億3千536万2千円の減額でございます。

これは、平成19年度に基金に積立てたものでございまして、平成20年度分の被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減のための経費が1億7千192万5千円の減額と、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てられます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金のうち、平成20年度事業分として広域連合や市町が実施をいたします後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費やきめ細やかな相談体制整備を講じる経費 3千656万3千円を基金から繰り入れるものとの増減でございます。

9ページをお願いいたします。

第8款 諸収入 第2項 預金利子は、4千961万8千円の増額でございます。

第3項 雑入 第4目 雑入は、3千333万2千円の増額でございます。

三重県市町村振興協会助成金 3千248万7千円の計上は、三重県内の国保・介護・後期高齢者医療の保険者が実施をします健康診査を円滑に運営するための共同処理システムとして三重県版健康診査・保健指導管理システムの構築に係る助成と、新聞広告等に係ります三重県国民健康保険団体連合会助成金として84万5千円を計上させていただいております。

10ページをお願いいたします。

第9款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子として 88万円の計上でございます。

11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、9億1千446万9千円の増額でございます。

その主なものといたしまして、役務費は、4千378万3千円の減額で、被保険者証や医療費通知の郵送料の残として通信運搬費が 4千819万6千円の減額、3月掲載予定の新聞広告料が 441万3千円の増額でございます。

委託料は、2千345万4千円の減額で、制度改正等に伴いますシステム改修によります広域連合電算処理システム事業委託料の増額 431万6千円、国保連合会へのレセプト資格給付確認事務等の委託料の減額 2千345万4千円、その他の委託料といたしまして、受診券発行・発送等業務委託料の増額801万1千円、医療費通知等封入封緘業務委託料の減額 167万7千円、社会保険診療報酬支払基金事務委託料の減額 1千65万円でございます。

使用料及び賃借料は、事務処理機器借上料の増額で、広域連合電算処理システム機器等使用料が 310万円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金は、18万円の減額で、負担金が3千523万1千円の減額、補助金が3千505万1千円の増額でございます。

これにつきましては、国保連合会システム構築費等の負担金が5千5万5千円の減額、三重県保険者協議会負担金が9万円の減額、国民健康保険中央会が開発する広域連合電算処理システム改修共同事業の負担金として1千491万4千円の計上でございます。

また、高齢者医療制度特別対策補助金といたしまして、平成20年10月30日までに市町が実施しました後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費、きめ細やかな相談体制整備を講じる経費と、長寿・健康増進事業の実施経費として特別調整交付金該当事業に係る市町補助金380万9千円、高齢者医療制度特別対策特例補助金として平成20年10月31日以降に市町が実施する後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費、きめ細やかな相談体制整備を講じる経費として円滑運営臨時特例交付金該当事業に係る市町補助金3千124万2千円の計上でございます。

積立金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金として9億7千878万6千円の計上でございます。

これにつきましては、円滑運営臨時特例交付金として交付されます平成20年10月31日以降及び平成21年度に広域連合や市町が実施する後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費やきめ細やかな相談体制整備を講じる経費、臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入経費として7千984万6千円、平成21年度におけます被保険者均等割額の軽減割合の拡大と所得割額の軽減割合の設定に伴う経費として5億2千526万円、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減といたしまして平成21年度においても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続するための経費として3億7千280万円の計上及び基金利子積立金88万円の計上でございます。

13ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費 第1項 療養諸費 第1目 療養給付費等は、国庫支出金の増額に伴う財源振替更正でございます。

第7款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 還付加算金として、49万円の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

第8款 予備費は、1千998万円の減額で、これにつきましては、後期高齢者医療制度の保険料が2か年を財政期間としておりまして、初年度であります平成20年度の保険料余剰金の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第11「議案第7号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第7号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2億957万円とするものであります。前年度と比べ、1千430万9千円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

議案第7号 平成21年度一般会計予算の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

初めに歳入から款の順序に従いまして説明をさせていただきます。

第1款 分担金及び負担金は、市町負担金で 1億8千92万9千円の計上で、前年度と比べ 921万1千円の減額でございます。

10ページをお願いします。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は 346万円の計上で、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国庫負担金を一般会計で受け入れるものでございます。前年度と比べ 92万1千円の増額でございます。

第2項 国庫補助金 第1目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、20万4千円の計上で、運営協議会の開催経費など医療費適正化対策に係る補助金でございます。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、346万円の計上で、度会町におけます保険料不均一賦課に係る県負担金を一般会計で受け入れるものでございます。前年度と比べ 92万1千円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

第4款 財産収入は、財政調整基金利子で 1千円の計上でございます。

第5款 繰入金 第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、2千147万3千円の計上でございます。

これにつきましては、円滑運営臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入と同時に導入をいたします追加

サーバ検証機の購入経費につきまして、財政調整基金を 2千147万3千円取り崩し、財源とするものでございます。

第6款 繰越金 1千円は、前年度繰越金でございます。

14ページをお願いします。

第7款 諸収入は、預金利子1千円、雑入4万1千円の計上でございます。

16ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 議会費 第1目 議会費は、84万9千円の計上で、議員報酬 64万8千円、旅費 9万円、会場使用料 11万1千円の計上ございまして、平成21年度は、定例会2回と臨時会1回の経費を計上させていただいております。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、1億7千931万4千円の計上で、前年度と比べ、930万9千円の減額でございます。

その主なものとしたしまして、報酬は、特別職等報酬 46万3千円の計上、給料は、会計管理者の給料 354万円の計上でございます。職員手当等は、1千66万1千円の計上で、時間外勤務手当 907万1千円等でございます。共済費は、共済組合負担金等で127万3千円の計上でございます。賃金は、279万4千円の計上で、臨時事務補助員賃金でございます。報償費は、46万4千円でございます。

18ページをお願いいたします。

報償費の内訳でございますが、運営協議会委員報償費 26万4千円のほか、今年度より法律相談報償費として 20万円を計上いたしております。旅費は、160万6千円の計上、交際費は、3万円の計上でございます。需用費は、218万2千円の計上で、消耗品費等々でございます。役務費は、通信運搬費 154万1千円の計上で、電話代、郵便切手代でございます。委託料は、780万7千円の計上で、電算機保守点検委託料が 154万2千円で、これにつきましては財務会計システム保守点検委託料等でございます。また、その他の委託料としたしまして、保健師の人材派遣委託料 626万5千円を計上させていただいております。使用料及び賃借料としまして、939万8千円の計上で、事務所借上料 317万5千円、事務処理機器借上料 490万7千円、公用車借上料 39万7千円、会場借上料 81万9千円、有料道路通行料 10万円でございます。備品購入費は、庁用器具費としたしまして 20万円の計上で、負担金、補助及び交付金は、1億3千735万3千円の計上でございます。

内訳としたしまして、負担金は、広域連合派遣職員人件費負担金18人分としたしまして1億3千463万円、情報公開・個人情報保護審査会負担金 9万2千円、公平委員会負担金 1万8千円で、

20ページをお願いいたします。

事務所光熱水費負担金 260万円でございます。補助金は、職員人間ドック受診補助金 1万3千円。積立金は、財政調整基金積立金としまして2千円の計上でございます。

第2項 選挙費 第1目 選挙管理委員会費は、20万7千円の計上で、選挙管理委員報酬、旅費、会場使用料でございます。

第2目 広域連合長選挙費は、3万4千円の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

第3項 監査委員費 第1目 監査委員費は、27万3千円の計上で、監査委員報酬、旅費、会場使用料でございます。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 老人福祉費は、繰出金 2千839万3千円の計上で、前年度に比べまして 2千331万5千円の増額でございます。

保険料不均一賦課繰出金といたしまして、度会町におけます保険料不均一賦課に係る国庫負担金及び県負担金として 692万円、円滑運営臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入と同時に導入をいたします追加サーバ検証機の購入経費につきましての財政調整基金の取り崩し分 2千147万3千円を後期高齢者医療特別会計繰出金として計上をさせていただいております。

第4款 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。  
議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第12「議案第8号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第8号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千586億3千752万6千円とするものであります。

前年度と比べ、156億6千631万4千円の増額で、平成20年度は療養給付費を11ヶ月分計上しましたが、平成21年度の療養給付費は12ヶ月分を計上することと、被保険者の増に伴うものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、62億5千万円と定めるものであります。

詳細につきまして、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

議案第8号 平成21年度後期高齢者医療特別会計予算の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

初めに歳入の款の順序に従いまして説明をさせていただきます。

第1款 市町支出金 第1目 事務費等負担金は、7億9千546万円の計上で、前年度と比べ 1億2千621万3千円の減額でございます。これにつきましては、一般管理事務費負担金が 6億3千265万1千円、健康診査事業負担金が 8千414万2千円、健康診査事業事務費負担金が 7千866万7千円の計上で、広域連合規約で定めます負担割合によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、141億1千168万9千円の計上で、前年度と比べ 3千617万1千円の増額でございます。これは、保険料等負担金が113億3千532万3千円、保険基盤安定制度負担金、これにつきましては保険料軽減分を県4分の3・市町4分の1で負担するもので 27億7千636万6千円の計上でございます。

第3目 療養給付費負担金は、123億3千919万9千円の計上で、前年度と比べまして 12億8千470万1千円の増額でございます。

平成20年度は療養給付費を11ヶ月分計上いたしましたが、平成21年度の療養給付費は12ヶ月分を計上することによりますことと、被保険者の増に伴うものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 療養給付費負担金は、370億1千759万5千円の計上で、前年度と比べて 38億5千410万1千円の増額でございます。

第2目 高額医療費負担金は、3億1千525万2千円の計上で、前年度と比べ 4千159万7千円の増額で、これにつきましてはレセプト1件あたり80万円を超える部分につきまして、国及び県が4分の1ずつ負担するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、134億503万2千円の計上で、前年度と比べて 13億9千716万5千円の増額でございます。

普通調整交付金、134億502万2千円につきましては、全国の所得水準によりまして生じる財政の不均衡を調整されるもので、特別調整交付金は、1万円の計上でございます。

第2目 健康診査費補助金は、8千414万2千円の計上でございます。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 療養給付費負担金は、123億3千919万9千円で、前年度と比べまして 12億8千470万1千円の増額でございます。

第2目 高額医療費負担金は、3億1千525万1千円の計上で、前年度と比べ 4千159万6千円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金 第1目 後期高齢者交付金につきましては、661億9千715万4千円の計上で、前年度と比べまして 68億9千199万4千円の増額で、医療保険者からの支援金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金 第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、5千240万2千円の計上で、前年度と比べ 60万3千円の増額で、これにつきましては、レセプト1件あたり400万円を超える医療費につきまして、その200万円を超える費用について、各広域連合からの拠出金を財源とするものでございます。

第6款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1目 一般会計繰入金は、2千839万3千円の計上で、保険料不均一賦課繰入金692万円、円滑運営臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入と同時に購入する追加サーバ検証機の購入経費についての一般会計からの繰入金として 2千147万3千円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

第2項 基金繰入金 第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、9億4千134万2千円の計上でございます。これにつきましては、平成21年度に広域連合と市町が実施する後期高齢者医療制度に関する広報の実施経費2千180万9千円、円滑運営臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入経費 2千147万3千円、平成21年度におけます被保険者均等割額の軽減割合の拡大と所得割額の軽減割合の設定に伴います経費 5億2千526万円、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減として平成21年度におきましても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続するための経費 3億7千280万円の計上でございます。

第7款 繰越金は、前年度繰越金で、保険料等余剰金 6億6千540万9千円の計上でございます。

第8款 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上でございます。

16ページをお願いします。

第9款 諸収入 第1項 延滞金、加算金及び過料 第1目 延滞金、第2目 過料は、それぞれ 1千円の計上でございます。

第2項 預金利子は、1千円の計上でございます。

第3項 雑入 第1目 違約金及び延納利息は 1千円、第2目 第三者納付金は、3千万円の計上で、交通事故等の対応によるものでございます。

第3目 返納金 1千円、第4目 雑入 1千円の計上でございます。

18ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、7億7千507万3千円の計上で、前年度と比べ 5千140万9千円の減額でございます。

その主なものといたしまして、需用費は、664万4千円で、消耗品費 55万5千円、印刷製本費 608万9千円でございます。

役務費は、1億8千601万5千円で、被保険者証の郵送料等としまして通信運搬費 1億7千684万8千円、手数料 31万1千円、新聞広告料 885万6千円でございます。

委託料は、4億1千235万4千円で、主なものといたしまして、広域連合電算処理システム事業委託料 1億3千119万9千円、国保連合会へのレセプト点検・管理等々の事務委託料 2億4千942万3千円、長寿医療健診受診券作成等 委託料 2千890万7千円でございます。

使用料及び賃借料は、1億67万5千円で、事務処理機器借上料でございます。備品購入費は、4千294万6千円の計上で、円滑運営臨時特例交付金の対象事業でございます後期高齢者医療電算処理システムの追加サーバの購入及び同時に導入をいたします追加サーバ検証機の購入経費でございます。

この追加サーバ及び追加サーバ検証機の購入によりまして、システムの安定稼働を図り、被保険者の資格・保険料管理業務や高額療養費の支給などの給付業務等の作業の軽減と効率化を図るとともに、平成21年度より開始となります高額医療・高額介護合算制度支給額算定業務に対応するものでございます。

負担金、補助及び交付金は、2千643万9千円の計上でございます。

負担金の主なものといたしまして、国保連合会システムデータ管理事務費負担金 2千560万円でございます。

高齢者医療制度特別対策特例補助金として、市町が実施する後期高齢者医療制度に係る広報の実施経費といたしまして円滑運営臨時特例交付金該当事業に係る市町補助金 57万4千円の計上でございます。

20ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費 第1項 療養諸費 第1目 療養給付費等は、1千534億5千39万1千円の計上で、前年度と比べまして 159億7千330万4千円の増額でございます。

平成20年度は療養給付費を11ヶ月分計上いたしましたが、21年度につき

ましては12ヶ月分を計上することと、被保険者の増に伴うものであります。

第2目 療養費は、11億777万2千円の計上で、前年度と比べて1億1千531万2千円の増額でございます。

第3目 移送費は、2万5千円の計上、第4目 審査支払手数料は、4億8千570万1千円の計上で、診療報酬審査支払手数料でございます。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養諸費は、12億8千552万6千円の計上で、前年度と比べまして1億3千381万6千円の増額でございます。

第2目 高額介護合算療養費は、1千円の計上でございます。

22ページをお願いします。

第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭諸費は、6億4千540万円の計上で、前年度と比べまして1千890万円の増額でございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金 第1目 県財政安定化基金拠出金は、1億6千395万円の計上で、前年度と比べて130万6千円の減額で、これにつきましては、三重県に基金を設置し6年間で30億円を見込むもので、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出するもので、医療給付費の増や保険料収納の変動に対応しようとするものでございます。

24ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金 第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、5千240万2千円の計上で、前年度と比べて60万3千円の増額でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、100万円の計上でございます。

第5款 保健事業費 第1項 健康保持増進事業費 第1目 健康診査費は5億1千320万1千円の計上で、前年度と比べまして302万9千円の増額でございます。

平成21年度の受診率は、33パーセントを目標とさせていただいてございます。

第2目 その他の健康保持増進費として、無医地区への健康出前講座等の委託料として、前年度と同額の566万3千円の計上でございます。

26ページをお願いします。

第6款 公債費は、一時借入金利子として625万円の計上でございます。

第7款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 還付加算金は1万円の計上で、第2目 保険料還付金は、1千300万円の計上でございます。

第8款 予備費は、1億3千216万1千円の計上で、平成21年度は保険料余剰金が発生しませんので、前年度と比べて5億5千322万8千円の減額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

○33番議員（稲葉輝喜君）

よろしいですか。

○議長（日置記平君）

はい、どうぞ。お名前をおっしゃってください。

○33番議員（稲葉輝喜君）

南伊勢町の稲葉です。説明の中に、特別会計と一般会計を見せていただく中で円と千円の位を変えているところを説明願いたい。揃えた方が読みやすいのですが。その理由を。

○議長（日置記平君）

ただいまの稲葉議員の質問に対して、ご答弁をお願いします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（日置記平君）

はい、事務局長。

○事務局長（安田謙君）

私が説明させていただいた中でわかりづらい部分がありましたかわかりません。申し訳ございません。通常の予算単位で説明をさせていただいている部分でございまして、千円に満たない部分は何万円という部分でさせていただき、詳細の部分につきまして予算書は千円単位でさせていただいているんですが、市町負担金等々詳細の部分を掲載している分につきましては、円まで出させていただいて明示をさせていただいている部分でございまして。

今後また、気をつけて整理をしていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（日置記平君）

はい、稲葉議員。

○33番議員（稲葉輝喜君）

はい。

○議長（日置記平君）

よろしいですか。

○33番議員（稲葉輝喜君）

はい。

○議長（日置記平君）

はい。他にいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

引き続き日程第13、議案第9号に入りたいところではありますが、時間も60分を経過いたしましたので、10分程度休憩をとりたいと思います。再開は、午

後3時といたしますのでよろしくお願ひいたします。

午後2時47分 休憩

---

午後3時00分 再開

○議長（日置記平君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13「議案第9号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第9号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議につきましても、地方自治法第252条の7第2項の規定により平成21年3月31日をもって、「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合」が三重県市町公平委員会から脱退することについて、関係地方公共団体と協議するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願ひを申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第14「議案第10号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（日置記平君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第10号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきましては地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成21年4月1日から「木曾岬町」が、三重県市町公平委員会に加入すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日置記平君）

説明は以上であります。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）

「ご異議なし」と認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（日置記平君）

日程第15「議案第11号 副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

佐藤均議員に申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、議席番号23番佐藤均議員の一身上に関する事件のため、本件の議案終了まで退席されますようお願いいたします。

〔23番 佐藤均議員 退場〕

○議長（日置記平君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）  
議長。

○議長（日置記平君）  
松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）  
議案第11号 副広域連合長の選任同意につきましては、山田信博副広域連合長が4月5日をもって川越町長職の任期満了を迎えますことから、後任として東員町長の佐藤均氏を選任いたしたく、本広域連合議会の同意をお願いするものがあります。  
よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（日置記平君）  
説明は以上であります。  
本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）  
これにて質疑を終了いたします。  
これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）  
これをもちまして、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。議案第11号について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日置記平君）  
「異議なし」と認めます。よって、議案第11号は、同意することに決定をいたしました。

退席中の佐藤均議員の入場を許可します。

〔23番 佐藤均議員入場・着席〕

○議長（日置記平君）

佐藤均議員にご通知申し上げます。

議案第11号は、同意することに決定いたしましたので、副広域連合長就任についてごあいさつをお願いいたします。

○23番議員（佐藤均君）

失礼をさせていただきます。

ただいま、副広域連合長の選任をいただきました東員町長の佐藤均でございます。

後期高齢者医療制度が開始をされまして約1年が経過をしようとしております。その間、保険料の軽減対策、また、保険料の年金天引き見直し等非常に複雑で難しい制度でございますけれども、今後皆さんと一緒に勉強をさせていただきながら連合長を補佐し、一生懸命頑張らせていただきますのでなお一層ご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げまして挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日置記平君）

ありがとうございました。議案整理のため、暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（谷口宏嗣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に日置記平議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「議長の辞職について」を日程に追加し、議題としたいと存じます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

議長。

○副議長（谷口宏嗣君）

議会書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の辞職について

平成21年2月12日

○副議長（谷口宏嗣君）

なお、地方自治法第117条の規定により、日置記平議長は退場されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。日置記平議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、日置記平議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

日置記平前議長、入場をお願いします。

〔4番 日置 記平議員入場・着席〕

○副議長（谷口宏嗣君）

前議長、日置記平議員の議長の辞職願は願い出のとおり許可することに決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

前議長、日置記平議員からごあいさつがございます。

○前議長（日置記平君）

短い時間、期間ではありましたが、松田広域連合長さんはじめ事務局の皆さん方、そして、会場の議員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

まだ設立して間もない議会であります。どうぞこれからもますますのご発展・ご活躍をご祈念申し上げましてごあいさついたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（谷口宏嗣君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと存じます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。議事整理のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 9 分 休憩

---

午後 3 時 2 0 分 再開

○副議長（谷口宏嗣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

議長。

○副議長（谷口宏嗣君）

議会書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙  
三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行う。

平成21年2月12日

○副議長（谷口宏嗣君）

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、竹口眞睦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました竹口眞睦議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口宏嗣君）

「ご異議なし」と認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹口眞睦議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました竹口眞睦議員が議場におられますので、会議

規則第31条第2項の規定により告知いたします。

竹口眞睦議長、就任について、ごあいさつ願います。

○新議長（竹口眞睦君）

皆様、ただいま、多くの議員の皆様からご信任いただきました鈴鹿市議会の議長の竹口でございます。

四日市の日置議長さんにおかれましては、一年間大変ご苦労さまでございました。

もとより、日置議長さんは、有能な頭脳の持ち主でもあり、雄弁な方でもございまして、私が後任として務まるか非常に不安でございます。

四日市市と鈴鹿市、お隣同士でございまして、いつも日置議長には何かとご指導いただいております。これからも前議長さんのご指導を仰ぎながら、一生懸命にこの職務を務めたいと思いますので重ねて皆様方の、今日ご参集いただいている議員の皆様方の温かい更なるご支持とご支援をいただきながら一生懸命頑張っていく所存でございますのでよろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますけどあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（谷口宏嗣君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代をいたします。竹口眞睦議長、議長席にお着きお願いいたします。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。（拍手）

○新議長（竹口眞睦君）

座って失礼させていただきます。

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案整理のため、暫時休憩をいたします。再開は、午後3時30分からいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

午後3時24分 休憩

---

午後3時30分 再開

○新議長（竹口眞睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に谷口宏嗣副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

議長。

○新議長（竹口眞睦君）

書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長の辞職について

平成21年2月12日

○新議長（竹口眞睦君）

なお、地方自治法第117条の規定により、谷口宏嗣副議長は退場されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。谷口宏嗣議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、谷口宏嗣議員の副議長の辞職を認可することに決定いたしました。

谷口宏嗣前副議長、入場をお願いいたします。

[ 3 2 番 谷口 宏嗣議員入場・着席]

○新議長（竹口眞睦君）

前副議長、谷口宏嗣議員の副議長の辞職願は願い出のとおり許可することに決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

前副議長、谷口宏嗣議員からごあいさつがございます。

○前副議長（谷口宏嗣君）

さきほどは、皆様のご協力を得まして議事進行をスムーズにさせていただきました。誠にありがとうございます。

私どもも、この3月で議会議員の改選時期にあたりまして、この度この後期高齢者の連合副議長の辞職を申し出たところ、スムーズに受理していただきましてありがとうございました。

この制度がよりよい制度になるように皆様と同じく、思いは同じで、よりよい制度になるよう、住民の方々が喜んでもらえるような制度になることを祈念いたしまして、私の辞任のあいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。（拍手）

○新議長（竹口眞睦君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと存じます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 4 分 休憩

---

午後 3 時 3 5 分 再開

○新議長（竹口眞睦君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）  
議長。

○新議長（竹口眞睦君）  
書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙  
三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行う。

平成21年2月12日

○新議長（竹口眞睦君）  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって行いたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）  
「ご異議なし」と認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。  
お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）  
「ご異議なし」と認めます。  
よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、中西康雄議員を指名いたします。  
お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中西康雄議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「ご異議なし」と認めます。

よって、ただいま指名いたしました中西康雄議員が副議長に当選されました。  
ただいま、副議長に当選されました中西康雄議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

中西康雄副議長、就任についてごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（中西康雄君）

ただいま、副議長にご指名をいただきました大台町議会中西でございます。  
ご指名いただきましたからには、皆様方のご指導をいただきながらその職責を全うさせていただきたいと思っております。

どうかご指導いただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

○新議長（竹口眞睦君）

ありがとうございました。

それでは、議案整理のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時45分といたします。

午後3時39分 休憩

---

午後3時45分 再開

○新議長（竹口眞睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、「議案第12号 監査委員の選任同意について」広域連合長から日程追加の申し出がありましたので、議題といたしたいと存じます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第12号を日程に追加し、議題といたします。

なお、議事の進行上、議案朗読は省略いたしますが、会議録にはこれをとどめます。

永岡禎議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、議席番号13番永岡禎議員の一身上に関する事件のため、本件の審議終了まで退席されますようお願いいたします。

〔13番 永岡 禎議員 退場〕

○新議長（竹口眞睦君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○新議長（竹口眞睦君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第12号 監査委員の選任同意につきましては、議会のうちから選任する監査委員として、永岡禎議員を選任いたしたく本議会の同意をお願いするものがあります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○新議長（竹口眞睦君）

説明が終わりました。

本件について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「質疑なし」と認めます。これにて質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

これをもちまして、討論を終わります。  
これより採決を行います。「議案第12号」について同意することにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（竹口眞睦君）

「ご異議なし」と認めます。よって、「議案第12号」は、同意することに決  
定しました。  
退席中の永岡禎議員の入場を許可いたします。

〔13番 永岡 禎議員 入場・着席〕

○新議長（竹口眞睦君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
なお、4月に退任予定の山田副広域連合長からごあいさつがございます。

○副広域連合長（山田信博君）

この制度が始まりまして、先程、連合長が申されましたように、なかなか住民  
の中に溶け込むことができなかったこの後期高齢者医療制度が身近に、皆さんの  
ご協力が今後、住民福祉の向上に更に発展することを期待申し上げ、そしてまた、  
皆様方のご健勝を祈念いたしましてごあいさつにかえさせていただきます。  
本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○新議長（竹口眞睦君）

ありがとうございました。これにて、会議を閉じます。

平成21年第1回 三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時48分 閉会